

# 令和 2 年小田原市議会 12 月定例会 建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
レンタサイクル事業について	観 光 課	1
プレミアム付観光券事業について		2
いこいの森ワーケーション環境整備事業について	農 政 課	3
公共交通特別支援事業について	ま ち づ くり 交 通 課	4
町田踏切改良事業について	道 水 路 整 備 課	5
市道 1069 側溝修繕工事 (早川二丁目ほか地内)		6
準用河川下菊川維持修繕工事 (西酒匂一丁目ほか地内)		7
準用河川小八幡川維持修繕工事 (国府津一丁目ほか地内)		8
準用河川山岸川維持修繕工事 (東大友ほか地内)		9
ナラ枯れ樹木伐採業務について	みどり公園課	10
小田原市下水道条例等に定める水質規制強化基準 の廃止について	下 水 道 総 務 課	11
令和 2 年度公共下水道整備第 13 工区工事 (飯泉地内)	下 水 道 整 備 課	13
令和 2 年度公共下水道整備第 15 工区工事 (中村原地内)		14
令和 2 年度公共下水道長寿命化改築工事 (その 4) (本町二丁目ほか地内)		15

令和 2 年 12 月 7 日

# レンタサイクル事業について

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響から、来訪者の移動手段に変化が出てきている。混雑を避け、個別志向が高まり、交通機関から自転車などにシフトする傾向があることから、既存のレンタサイクル事業を強化する。

## 2 事業概要

「新しい生活様式」として利用者の増加が見込めることから、今まで利用の少ない若者にもレンタルしてもらえるようカジュアルで小回りが効く電動自転車や、快適に長距離のサイクリングがしやすいクロスバイクを導入し、更なる利用者増加や、利便性向上を図る。

また、利用者ニーズや移動先などの調査を目的に実証実験を行い、今後のレンタサイクルの運営に向けた情報を収集する。なお、将来的な設置場所として観光交流センターを予定している。

## 3 予算額

1,315 千円

内訳 自転車等購入費 1,136 千円 電動自転車＋クロスバイク計 10 台等  
運営費補助金 179 千円

## 4 スケジュール

項目	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)		
	3 月	4 月	5 月	6 月
実証実験 (馬出門前予定)	→			
開設準備等		→		
貸出所 (観光交流センター) 開設				→

# プレミアム付観光券事業について

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの低迷が続く市内の観光事業者（観光施設、宿泊施設、土産物店、飲食店、交通機関等）を支援するため、プレミアム付観光券を発行して消費を喚起し、地域経済の回復を図る。

## 2 事業概要

- (1) 使用期間 令和3年（2021年）3月～8月（6箇月）
- (2) 発行対象者 市内の土産物店・飲食店等を利用する者（市外在住者購入可）
- (3) プレミアム率 30%（1冊6,500円分を5,000円で販売）
- (4) 発行総額 130,000千円（額面6,500円×20,000冊）
- (5) 購入限度額 1人につき4冊（額面26,000円分）まで
- (6) 販売方法 ウェブサイトにて電子商品券で販売（先着順、窓口販売なし）
- (7) 電子商品券のメリット
  - ・キャッシュレス決済により購入や支払時の接触を控える「新しい生活様式」に対応
  - ・店舗側の換金手続きが不要（売上げは、即時データ反映）

## 3 予算額（繰越明許）

地域消費喚起支援事業費補助金 57,000千円（うちプレミアム分30,000千円）

- (1) 補助対象者 小田原市商店街連合会
- (2) 事業内容 システム構築、加盟店システム登録、観光券取扱店舗調整、販売促進（事業周知、ホームページ作成等）、換金ほか

## 4 スケジュール

項目	令和2年度（2020年度）						令和3年度（2021年度）					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
取扱店舗募集			→									
販売					→							
使用期間						→						
換金						→						
(GO TO トラベル)	→											
(神奈川県「かながわ再発見」)	→											
(GO TO イート)	→											

# いこいの森ワーケーション環境整備事業について

## 1 目的

新型コロナウイルスの流行以降、キャンプ場等の野外レクリエーション施設への需要が高まるとともに、観光地等でテレワークを行うワーケーションなどの新たな働き方に注目が寄せられている。

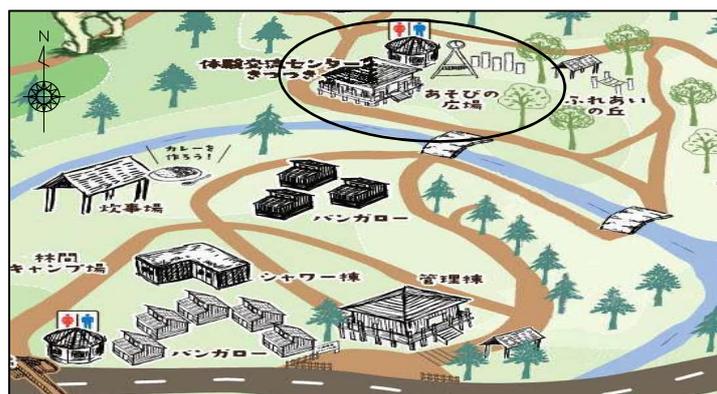
こうした中、小田原市いこいの森（以下「いこいの森」という。）では、7月からよせぎキャビンや川沿いでテレワークができるプランを設定し、多くの方々に利用いただいている。

今後さらに、いこいの森において、豊かな自然環境を活かしたワーケーションを推進するため、新たなテレワークスペースを設置し、更なる魅力を創出することにより、都市部からの誘客を促進し地域の活性化につなげる。

## 2 事業概要

いこいの森内の「体験交流センターきつつき（以下「きつつき」という。）」やその周辺の自然環境を活用し、様々な環境でテレワークができるスペースを整備する。

### (1) 配置図



### (2) 各テレワークスペース等の概要

#### ア フリースペース

きつつき屋外テラス前の樹木を伐採するとともに遊具を撤去し、自由に場所を選んで仕事ができるスペースを整備する。

#### イ カウンタースペース

きつつき多目的ホールの窓側に木製のデスクと椅子を設置し、バーカウンターの雰囲気 연출するとともに、森林を眺めながら落ち着いて仕事ができる空間を創出する。

#### ウ リバーサイドスペース

川のほとりにある木々の間に大小様々の木製デッキを設置し、川のせせらぎと樹木の香りに包まれ、仕事をしながら心身もリフレッシュできる空間を創出する。

#### エ その他

ワーケーション効果が一層高められるよう周辺環境を整備する。

(Wi-Fi 関連、照明設備、樹木伐採、遊具撤去)

# 公共交通特別支援事業について

## 1 目的

交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少などにより、大きな影響を受ける一方で、国からは社会の安定の維持の観点から不可欠なサービスとして事業継続の要請を受け、運行継続に努めている。

このような中、国の第2号補正予算では、地域公共交通における感染拡大防止対策として、約138億円を国が補助するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方公共団体による支援制度の創設について要請があった。

そこで、コロナ禍においても、市民が安心して公共交通を利用できるよう、交通事業者に対して感染防止対策に係る支援を行う。

## 2 事業概要

市域内にバス路線を有するバス事業者及び市内に本社または営業所を置くタクシー事業者に対して事業規模（車両台数）に応じた補助を行う。

なお、鉄道について、国は地域鉄道を補助対象としており、本市においては箱根登山鉄道が該当するが、市域は小田急電鉄の車両にて運行されていることから、対象外とする。

### (1) 市域内にバス路線を有するバス事業者（4社 約150台）※市域内運行台数

事業者名	
箱根登山バス株式会社	富士急湘南バス株式会社
伊豆箱根バス株式会社	神奈川中央交通株式会社

### (2) 市内に本社または営業所を置くタクシー事業者（8社 約400台）

事業者名	
小田原報徳自動車株式会社	箱根登山ハイヤー株式会社
ケイエム大箱根自動車株式会社	富士箱根交通株式会社
太陽自動車株式会社	伊豆箱根交通株式会社
箱根観光自動車株式会社	日本交通横浜株式会社

## 3 予算額 7,000千円

- (1) 路線バス事業者への補助 3,000千円（1台あたり上限2万円 × 約150台）
- (2) タクシー事業者への補助 4,000千円（1台あたり上限1万円 × 約400台）

## 4 スケジュール

令和3年（2021年）1月～2月 補助金交付申請受付  
3月 補助金交付

# 町田踏切改良事業について

## 1 経緯

本事業は、東海旅客鉄道株式会社との協議に基づき、JR御殿場線町田踏切内に歩道を新設するものであり、令和2年3月定例会にて、予算（継続費）の承認を受けた。

しかしながら、基本協定及び施工協定締結前の協議において、施工単価の高騰や施工範囲の見直しにより事業費を増額する必要が生じたことから、継続費の総額及び年割額を補正するものである。

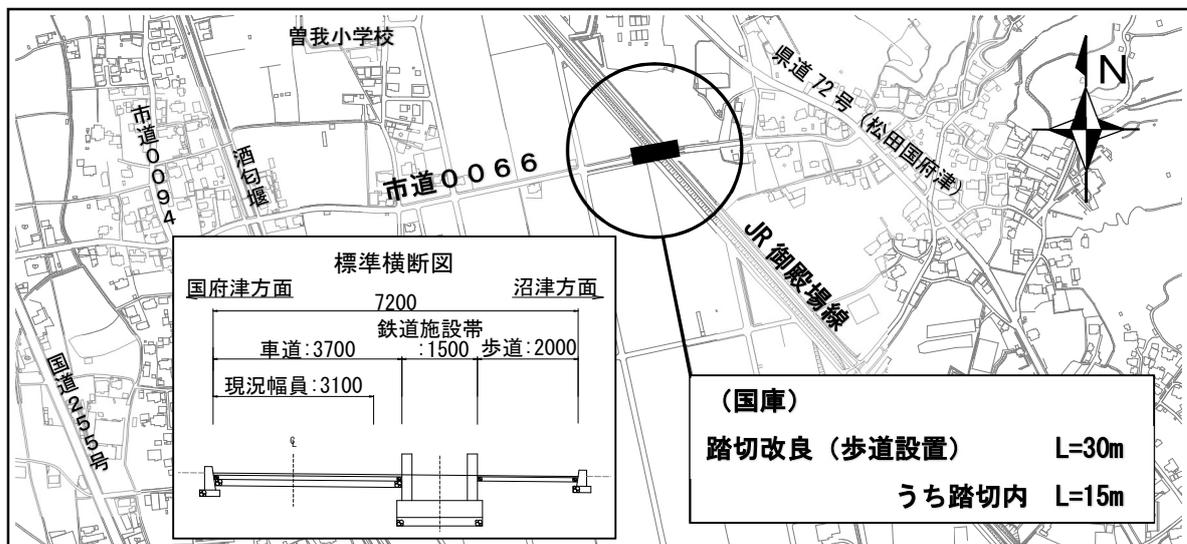
## 2 事業概要

踏切内歩道の設置（現況幅員約3.1mから約7.2mへ拡幅 ※鉄道施設帯1.5mを含む）  
遮断機及び警報装置等の改良

## 3 今後の予定

	補正前	補正後
基本協定締結、施工協定締結（令和2年度分）	令和2年9月	令和3年1月
前払金支払い、施工協定締結（令和3年度分）	令和2年11月	令和3年3月
事業着手	令和2年12月	令和3年4月
事業完了	令和3年9月	令和4年1月

## 4 位置図



# 市道 1069 側溝修繕工事 (早川二丁目ほか地内)

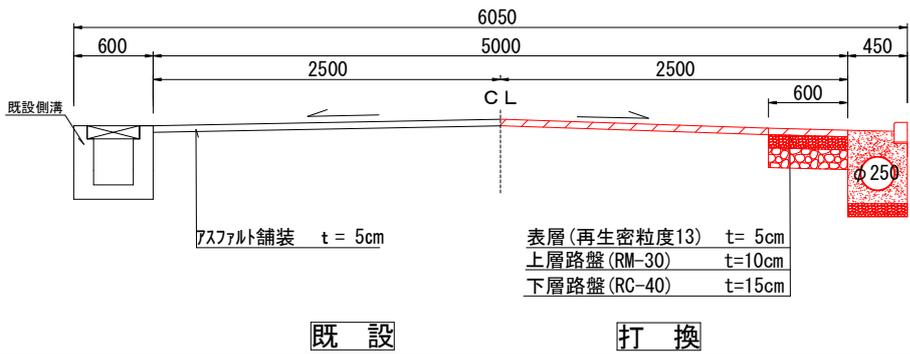


債務負担行為補正



側溝修繕 L=65m  
舗装修繕 A=445 m<sup>2</sup>

標準横断面図

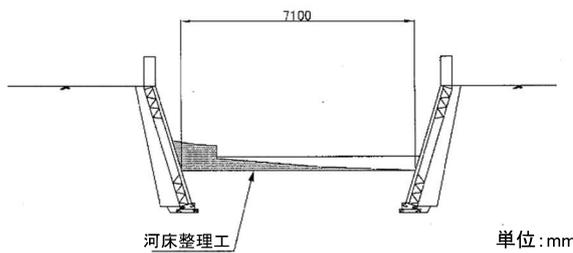


# 準用河川下菊川維持修繕工事 (西酒匂一丁目ほか地内)

債務負担行為補正



標準横断面図

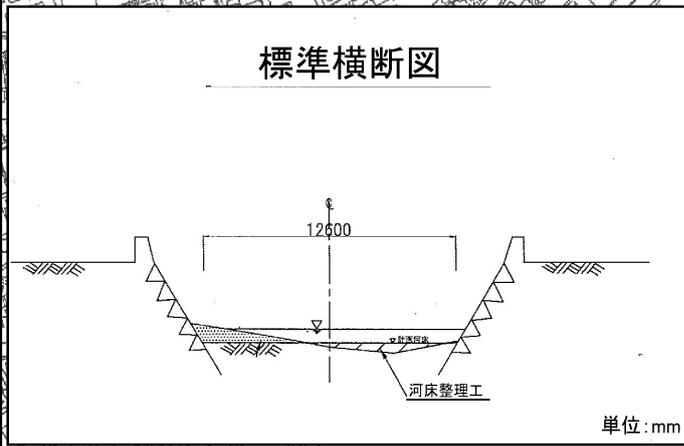


# 準用河川小八幡川維持修繕工事 (国府津一丁目ほか地内)

## 債務負担行為補正



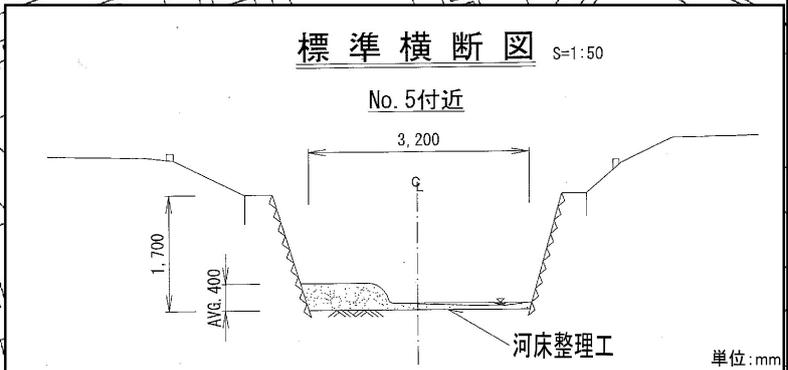
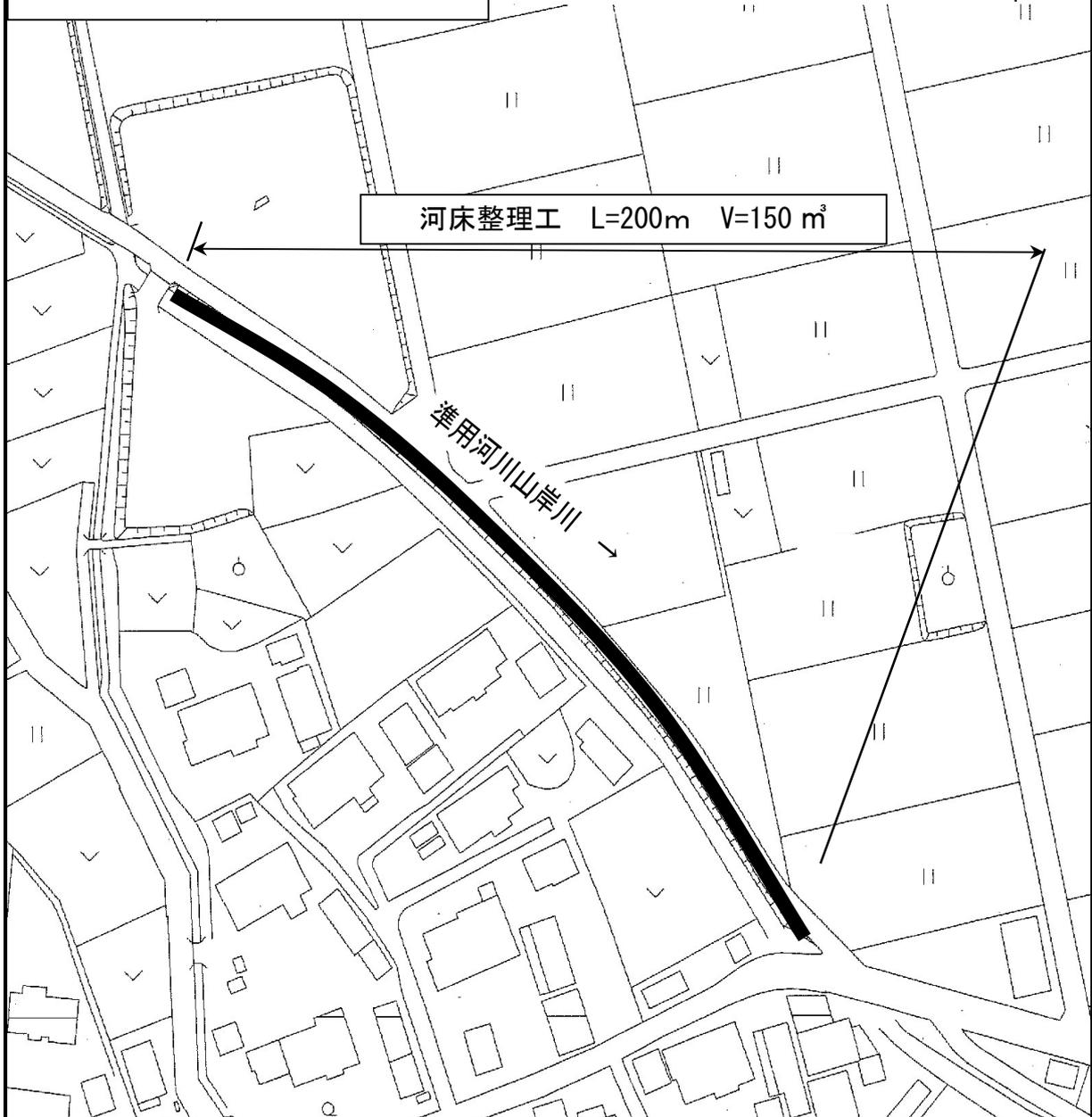
標準横断図



# 準用河川山岸川維持修繕工事 (東大友ほか地内)



債務負担行為補正



# ナラ枯れ樹木伐採業務について

## 1 目的

令和2年(2020年)8月に、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、辻村植物公園及び久野霊園においてナラ枯れ<sup>(※)</sup>の発生が確認され、緊急調査の結果、コナラ、ミズナラ等185本の被害を確認した。このため、被害を受けた樹木をすべて伐採し、ナラ枯れの拡大を抑え、公園及び霊園利用者の安全確保と、公園の景観を保全するものである。

※ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」により発生する伝染病で、拡散防止のため早急な対応が必要である。

## 2 事業概要

被害木の伐採及び搬出(専門業者による処理)	185本
内訳 わんぱくらんど及び辻村植物公園	150本
久野霊園	35本

## 3 今後の予定

	令和3年(2021年)1月	2月	3月
準備			
伐採			
搬出			

(参考)

本市では、平成30年(2018年)11月に辻村植物公園でナラ枯れが確認され、平成31年3月補正予算により被害木12本を伐採した。

# 小田原市下水道条例等に定める水質規制強化基準の廃止について

## 1 水質規制強化の現状

本市を含めた酒匂川流域下水道を使用する市町（※）では、公共下水道へ流すことができる下水の水質基準について、下水道法及び同法施行令に基づき、各市町の条例において定めている。

特に製造業又はガス供給業については、各市町の条例においてさらにもう一段階厳しい水質基準を設け、規制の強化を実施している。

（※）小田原市、秦野市、南足柄市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の3市7町。

## 2 水質規制強化基準の廃止に係る背景

流域下水道を管理している神奈川県から、水質規制強化基準を廃止しても処理場からの放流水の安全性に影響がないこと、また、長期的には企業誘致につながる可能性もあること等を踏まえ、製造業又はガス供給業に対する水質規制強化基準を廃止し規制を緩和することを提案され、協議の結果、関連市町間で合意に至った。

## 3 水質規制強化基準の内容と強化基準廃止後の比較

裏面を参照

## 4 パブリックコメントの結果

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| (1) 期 間 | 令和2年(2020年)9月15日から10月14日まで |
| (2) 意見数 | 3件(1人)                     |
| (3) 内 容 | 質問のみ(水質規制強化を実施していた理由等)     |

## 5 今後の予定

令和2年12月定例会以降 対象事業場への通知、ホームページ等で周知  
令和3年(2021年)4月1日 改正条例等の施行

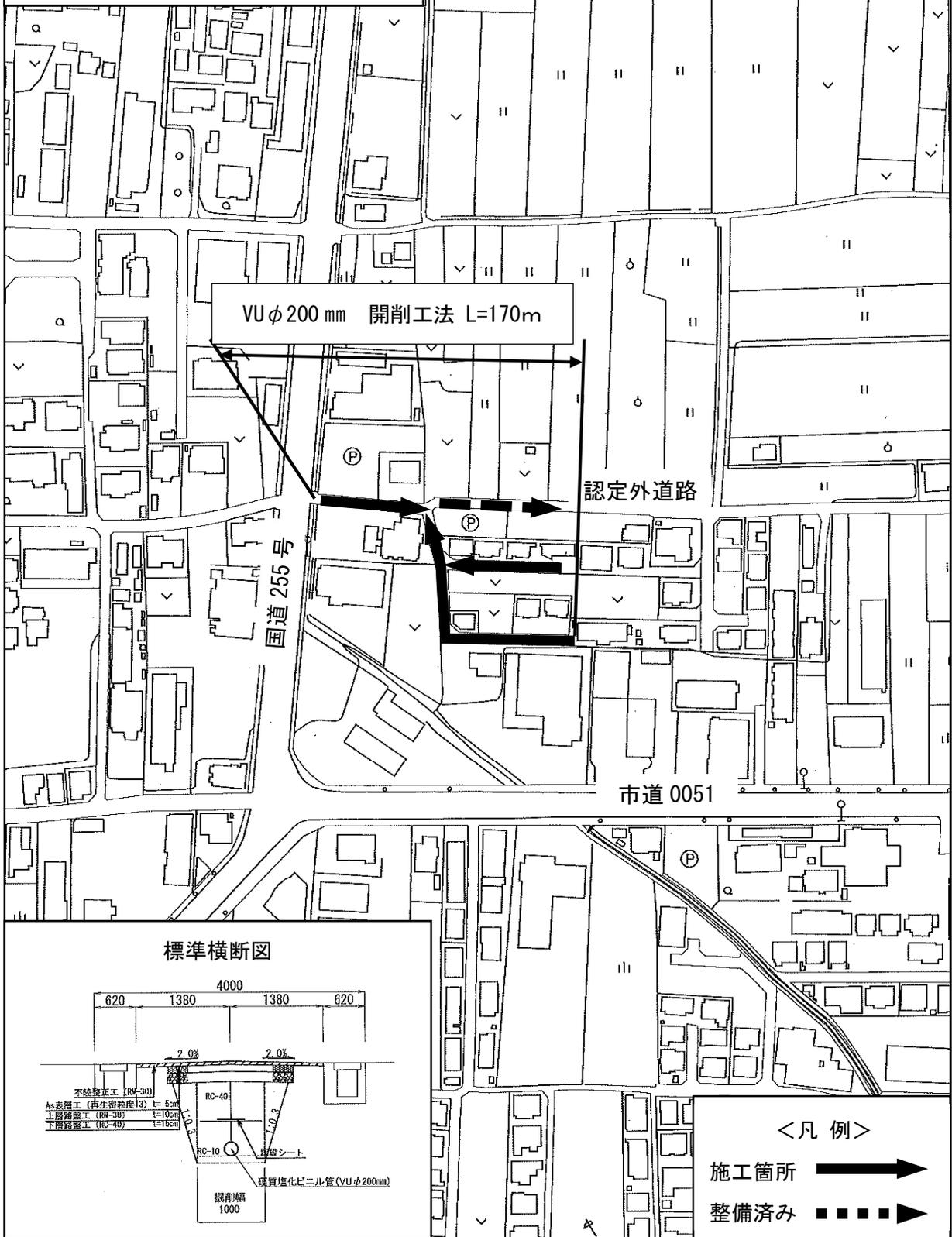
※施行日は、同様に改正する市町で同時施行となるよう調整している。

## 条例等に定める水質規制強化基準の内容と強化基準廃止後の比較

規制強化対象項目	下水道施設に与える影響	改正後(強化廃止)	改正前(強化基準)	改正による影響の有無等
温度	高温排水は下水道管の腐食を促進させる。また、下水道管渠内での作業に危険が伴う。	45度未満	40度未満	規制強化基準廃止後は「45度未満」となるが、管に腐食を及ぼすほどの水温ではない。例えば、塩化ビニル製の管の耐熱温度は一般的に60～80度と言われており、規制強化基準を廃止しても大きな影響が生じることは想定されない。
窒素3項目 (アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素)	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量を指す。 高濃度になると下水処理場の処理機能を低下させる。	1ℓにつき380mg 未満	1ℓにつき125mg 未満	現在当該物質を排水に含む事業場でも、多いときで10mg/ℓ未満に留まり、改正前の基準値を大きく下回っていることから、規制強化基準を廃止したとしても大きな影響が生じることは想定されない。
水素イオン濃度 (pH)	水素イオン濃度とは、溶液の液性(酸性・アルカリ性の程度)を示す数値で、7を中性とし、値が小さいと酸性、値が大きいとアルカリ性となる。 酸性排水は、金属、コンクリート製の下水道管の腐食を促進させる。また、他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがある。	5を超え9未満	5.7を超え8.7未満	現在の事業場からの排水の濃度は概ね7～8であり、改正前の基準値の範囲に十分収まっていることから、規制強化基準を廃止したとしても大きな影響が生じることは想定されない。
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値である。 高濃度になると下水処理場の処理機能を低下させる。	1ℓにつき5日間に 600mg 未満	1ℓにつき5日間に 300mg 未満	現在市内にある多量排水工場・事業場については、そのほとんどが改正前の基準値を大きく下回っており、現時点で極端な希釈を実施してもいないことから、規制強化基準を廃止したとしても大きな影響が生じることは想定されない。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶解性物質の量を表す数値である。 高濃度になると下水処理場の処理機能を低下させる。	1ℓにつき600mg 未満	1ℓにつき300mg 未満	

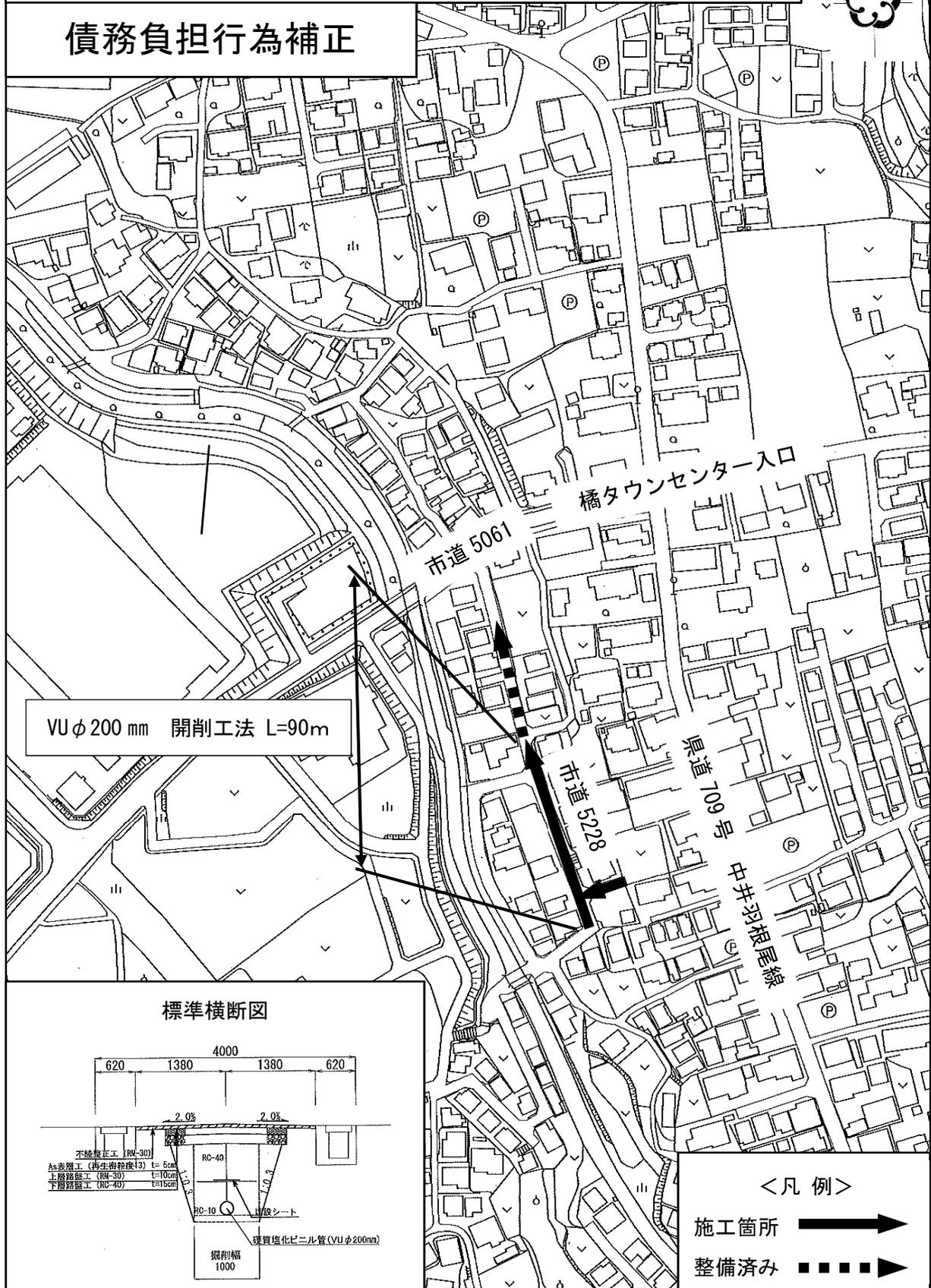
# 令和2年度公共下水道整備第13工区工事 (飯泉地内)

## 債務負担行為補正



# 令和2年度公共下水道整備第15工区工事 (中村原地内)

## 債務負担行為補正



# 令和2年度公共下水道長寿命化改築工事 (その4)

(本町二丁目ほか地内)



債務負担行為補正



陶管φ250mm 更生工事 L=308m

<凡例>

施工箇所 